人事行政の運営等の状況

～市職員の給与・職員数等を公表します～

人事行政の運営等について「歌志内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づきお知らせします。

人事行政とは、職員の任用、給与、勤務条件、服務、研修など職員に適用される基準や決まりごとの全般をいいます。公表は、こうした人事行政の運営状況を市民の皆さんに明らかにすることにより、その公正性と透明性を高めることを目的としています。

※この数値は国が統一した基準により地方公共団体に対して行う調査をもとにとりまとめたものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員の採用と退職の状況

平成23年度の採用者は市立病院の看護師2人と消防職員1人です。また、退職者の状況は表1のとおりです。

②職員数の状況

本市では適正な組織規模を目指し、機構改革による組織の統廃合や指定管理者制度を活用した施設の管理運営を進めることで、職員数を抑制するなど適正な定員管理に努めてきました。新たな行政課題や変化に的確に対応できるように今後も計画的な定員管理に努めます。

各部門別職員数の状況については表2のとおりです。

2 職員の給与の状況

①人件費と職員給与費

人件費とは、職員に支給する給与のほか、共済費の事業主負担分や特別職の報酬などを含む広い範囲の費用をいいます（次ページ表3－1）。人件費のうち、毎月支給される給料、扶養手当などの諸手当、民間企業の賞与に相当する期末・勤勉手当をあわせた職員給与費は次ページ表3－2のとおりです。

表1　職員の退職状況（平成23年度分）

退職理由	定年退職	普通退職	計
人　数	2人	2人	4人

表2　部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位:人)

区分 / 部門			職員数 23年	職員数 24年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2 (2)	2 (2)	0 (0)	
		総務	26(26)	27(27)	1 (1)	⇦業務の機構改革による増
		税務	6 (−)	5 (−)	▲1 (−)	⇦業務の機構改革による減
		商工	4 (4)	4 (4)	0 (0)	
		土木	8 (7)	8 (7)	0 (0)	
		民生	17(14)	16(13)	▲1(▲1)	⇦業務の機構改革による減
		衛生	7 (3)	6 (2)	▲1(▲1)	⇦業務の機構改革による減
		小計	70(56)	68(55)	▲2(▲1)	
	教育部門		13(10)	13 (9)	0(▲1)	⇦（業務の機構改革による減）
	消防部門		23 (−)	23 (−)	0 (−)	
	小計		36(10)	36 (9)	0(▲1)	
公営企業等会計部門		病院	27 (4)	29 (4)	2 (0)	⇦医療法改正による看護師の増
		下水道	1 (1)	1 (1)	0 (0)	
		その他	2 (2)	2 (2)	0 (0)	
		小計	30 (7)	32 (7)	2 (0)	
合計			136(73)	136(71)	0(▲2)	

※（ ）内は、一般行政職の職員数です。
※本表の職員数には、一般職に属する職員として教育長を含んでいます。

問い合わせ
庶務企画グループ
市役所3階
(☎42～3212)

本市では、財政状況の悪化に伴う経費削減策として、平成12年度から給与の削減措置を実施しています。

②給　料

職員の給料は、給料表によって決められています。給料表は、職種によって行政職や医療職に区分され、職務の内容と責任の度合いに応じたいくつかの級が定められています。

最も多くの職員に適用されている行政職給料表は1級から6級まであり、一般行政職の級別職員数は表3－3のとおりとなっています。

また、一般行政職等の平均年齢や平均給料月額などについては表3－4から表3－6までのとおりです。

本市の財政状況を踏まえ、平成24年度も引き続き各給料表において職務の級別に給料月額の4～5％の独自削減措置を実施しています。

グラフ1は、本市職員の給与水準を類似団体平均並びに全国市平均と比較したものです。ラスパイレス指数とは、職員の給与水準を比較するために用いられる指数で、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示します。また、類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

表3－1　人件費の状況（平成23年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（平成24年3月31日現在）	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B／A）	22年度の人件費率
4,259人	47億3,495万3千円	9億3,117万9千円	19.7％	21.9％

表3－2　職員給与費の状況（平成23年度普通会計決算）　※職員手当には退職手当を含みません。

職員数（A）	給与費				1人当たり給与費（B／A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
105人	3億7,908万7千円	5,973万4千円	1億3,751万3千円	5億7,633万4千円	548万9千円

表3－3　一般行政職の級別職員数の状況　（各年4月1日現在）

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容		主事・技師	主事・技師	主査・主任	主任主査・主査	主幹・室長	課長・局長・事務長
職員数	平成23年	2人	11人	35人	6人	8人	11人
	平成24年	1人	9人	35人	6人	9人	11人

※一般行政職とは医療職や教育職、消防職などを除く事務職員です。

表3－4　平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況　（平成24年4月1日現在）

区分	一般行政職	技能労務職
平均年齢	44.8歳	59.0歳
平均給料月額	319,444円	305,800円
平均給与月額	359,114円	345,900円

表3－5　一般行政職の初任給の状況　（平成24年4月1日現在）

区分	歌志内市	国
大学卒	172,200円	172,200円
短大卒	152,800円	152,800円
高校卒	140,100円	140,100円

グラフ1　ラスパイレス指数の状況　（各年4月1日現在）

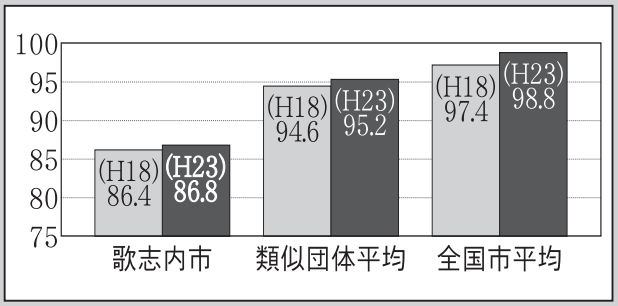

表3－6　一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況　（平成24年4月1日現在）

区分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
大学卒	－	302,784円	311,392円
短大卒	256,950円	259,300円	306,176円
高校卒	－	272,128円	294,230円

③職員手当

(1)期末・勤勉手当

期末・勤勉手当は、給料と扶養手当の合計額に表3－7の支給割合を乗じた額が支給されます。

なお、役職に応じて支給する役職段階別加算措置については凍結しています。

(2)退職手当

退職手当は、退職時の給料月額に、退職理由と勤続年数に応じて定められた支給割合を乗じて算出します。

支給割合は、本市が加入している北海道市町村職員退職手当組合の条例で表3－8のとおり定められています。

(3)その他の手当

時間外勤務手当の状況は表3－9、扶養手当など一定の要件を満たすことによって支給される手当は次ページ表3－10のとおりとなっています（病院事業職員を除く）。

表3－7　期末・勤勉手当支給割合（平成24年4月1日現在）

区　分	歌志内市	国
支給割合	期末2.60月分・勤勉1.35月分	本市と同じ
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置（役職加算） 0％［5～15％］	同　左 5～20％

※［　］内は、削減措置前の支給割合です。

表3－8　退職手当支給割合等　（平成24年4月1日現在）

区　分		歌志内市		国
		自己都合	勧奨・定年	
勤続年数	20年	23.50月分	30.55月分	自己都合による退職及び勧奨・定年による退職とも本市と同じ
	25年	33.50月分	41.34月分	
	35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額		59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20％加算）		本市と同じ

※平成23年度の1人当たり平均支給額　1,285万円

表3－9　時間外勤務手当の状況

区　分	平成22年度	平成23年度
支給総額	888万1千円	1,120万9千円
職員1人当たり平均支給年額	78,000円	103,000円

④特別職の報酬など

特別職である市長等の給料、市議会議員の報酬月額などの状況は次ページ表3－11のとおりです。

本市の財政状況を踏まえて、給与等の削減を行っています。

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

職員の標準的な勤務時間と休日は表4のとおりです。

休暇の種類には、有給休暇の年次有給休暇、病気休暇、各種特別休暇及び無給休暇の介護休暇、組合休暇があります。年次有給休暇は年間20日付与され、平成23年における一般職員の平均取得日数は8・3日となっています。

表4　勤務時間と休日等の状況（平成24年4月1日現在）

始　業	午前8時30分
終　業	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時
週休日	土・日曜日
休　日	祝日、年末年始（12月30日～1月4日）

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分の状況

職員が、一定の事由によってその職責をじゅうぶん果たすことができない場合、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分を分限処分といい、降任、免職、休職、降給の4つの処分があります。

平成23年度は、心身の故障による休職処分が2件ありました。

②懲戒処分の状況

職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員に制裁として科する処分を懲戒処分といい、戒告、減給、停職、免職の4つの処分があります。

平成23年度は1件の懲戒処分がありました。

5 職員の服務の状況

職員は、地方公務員法で「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と、服務の根本基準が義務づけられています。

この基準に基づき、「職務命令に従

表３－10　職員手当の状況　（平成24年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度（異なる内容）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成23年度決算）
扶養手当	配偶者や子など扶養親族を有する職員に、扶養親族の区分に応じて支給されます。 配偶者：13,000円 扶養親族：１人につき6,500円 特定加算：16歳から22歳までの子１人につき5,000円加算	同じ	239,000円
住居手当	住宅を借りて家賃を支払っている職員や、住宅を所有し居住する職員に、住居の区分に応じて支給されます。 借家：家賃が12,000円を超える場合に家賃に応じて支給（27,000円を限度） 持ち家：5,000円の範囲内で支給（新築または購入後５年間は2,500円を加算）	借家は同じ 持ち家はなし	94,019円
通勤手当	通勤距離が片道２km以上の職員に、交通手段の区分に応じて支給されます。 交通機関利用者：６か月定期券等の価格での一括支給を基本として、月当たり55,000円を限度に支給 自家用車使用者：通勤距離２km以上５km未満は2,000円、５km以上は4,100円を支給	交通機関利用者は同じ 自家用車使用者は距離に応じ2,000円から24,500円の範囲内で支給	39,030円
管理職手当	管理職員に対し、給料月額に役職に応じた支給率を乗じた額が支給されます。 課長等：支給率５％（削減措置前の支給率８％） 主幹等：支給率５％（削減措置前の支給率７％）	官職に応じ、定額を支給	216,722円
寒冷地手当	毎年11月から３月まで、その月の初日における職員の区分に応じて支給されます。 世帯主で扶養親族のある職員：26,380円 世帯主で扶養親族のない職員：14,580円 上記以外の職員：10,340円	同じ	102,027円

表３－11　特別職給与等の状況　（平成24年４月１日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当の支給割合
市長	664,000円（830,000円）	3.95月分
副市長	573,000円（675,000円）	
議長	282,000円（332,000円）	3.95月分
副議長	250,000円（295,000円）	
議員	230,000円（270,000円）	

※（　）内は、削減措置前の月額です。
※期末手当の役職による加算措置は廃止しています。

う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」などの義務が課せられています。

市では、服務規律の遵守や交通事故防止などについて注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①研修の状況

職員研修は、職員の能力向上や市全体の公務能率の維持増進を目的に、北海道や他の自治体と相互に連携を図りながら、効果的・効率的な研修の実施に努めています。

平成23年度の職員研修の状況は表5のとおりです。

②勤務成績の評定の状況

職員の昇任、昇給、人事異動などは、各任命権者が職員の能力や適性等を総合的に判断し実施しています。

表5　職員研修の実施状況（平成23年度）

研修区分	受講者数	研修の内容
研修所研修	18人	北海道市町村職員研修センター研修など
各種専門研修	60人	専門知識及び技術の習得のための研修
職場内研修	45人	医療機器の取り扱い研修など
特別研修	5人	メンタルヘルス研修など

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

①健康診断の状況

職員の健康を確保するために実施している健康診断の受診状況は、表6のとおりです。

②公務災害と通勤災害の状況

職員の公務中または通勤途上の災害は、地方公務員災害補償法に基づき補償されます。

平成23年度の公務・通勤災害はありませんでした。

表6　健康診断の受診状況（平成23年度）

区分	対象者数	受診者数
総合健診（人間ドック）	109人	100人
定期健診	28人	28人

表7　職員互助会の状況（平成23年度）

共同互助会名	互助会に対する公費負担額 (A)	互助会会員数 (B)
北海道市町村職員福祉協会	378千円	137人

※会員一人当たり公費負担額　(A) / (B) ＝2,759円
（共同互助会の事務費・人件費充当分含む）

③職員互助会の状況

職員の健康保持増進と保健思想の普及などを行うため、共同互助会である北海道市町村職員福祉協会と連携して各種事業を実施しています。

職員互助会の状況は、表7のとおりです。

8 公平委員会の報告

①措置要求・不服申し立ての状況

職員は、給与や勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置がとられるように要求することができます。

また、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。

平成23年度は、こうした措置要求や不服申し立てはありませんでした。

平成24年 秋の叙勲 星（ほし）定夫（さだお）さん 旭日双光章受章

平成24年秋の叙勲が11月初旬に発表されました。

本市からは、元市議会議長の星定夫さんが栄えある旭日双光章を受章されました。

星さんは、平成3年4月の市議会議員の初当選から4期16年の長きにわたり在職し、平成11年5月からは、市議会の議長として議会の運営にご尽力されました。

議員在職中の平成7年には、本市の基幹産業である空知炭鉱が閉山し、その後、行政とともに炭鉱閉山以降の地域振興に大きく貢献されました。

また、平成19年6月からは、歌志内交通安全協会会長として、高齢者の事故防止や夜光反射材の普及など、交通安全運動にも積極的に取り組んできました。

受章された星さんは、「応援してくれた市民の皆さんのおかげだと感謝しています」と話してくれました。